

第1次中期事業計画 (平成18年度～平成20年度)

愛媛県信用保証協会は、公的機関として経営の一層の効率化に努め、財務の健全性を堅持するのは勿論のこと、環境の変化に迅速かつ適切に対応できる組織体制を確立いたします。

また、職員の資質の向上を図り、金融機関をはじめとする関係先との連携を強化しながら、中小企業者の金融の円滑化を図り、もってその健全な育成と地域経済の活性化に寄与いたします。

平成18年度から20年度までの3カ年間における業務の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

1. 信用補完制度の変革への対応

国の中小企業政策審議会基本政策部会小委員会が策定した「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」を受けて、信用補完制度を持続可能なものにすべく、「担保や保証人への過度な依存からの脱却」、「企業再生支援」、「リスクの担い手の多様化」等制度の根幹に関わる変革の動きが本格化しており、信用保証料率弾力化の実施ほか、具体的改善措置が順次実施されることに迅速・適切に対応いたします。

2. 保証業務の推進

金融機関を始めとする各関係機関との連携を密にして、円滑な保証業務により事業計画の達成に努めるとともに、ハイリスクの保証商品については、引き続いて金融機関との間での適正なリスク分担を行うことで、保証利用のすそ野の拡大を図って参ります。

また、コンピュータを充分活用して調査及び審査業務を効率的に行うとともに、昨年設置した経営相談窓口を有機的に活用して、窓口における金融・経営相談及び再生支援の拡充・強化を図り、顧客サービスの向上と付加価値の創造を目指します。

3. 期中管理の強化

金融機関との連携を密にして、適正かつ効率的な管理を行いながら、債務者及び連帯保証人等との対面交渉を強化して早期の延滞解消に努めるとともに、代位弁済が不可避の案件については、代位弁済後の回収に繋がる交渉を強化いたします。

4. 求償権管理の充実と回収の促進

期中管理から求償権に至るまでの一元管理を強化し、求償権の事前行使などによる早期着手のほか、新たに債権譲受方式による早期求償権取得の手法を導入するなどして回収の

促進に努めます。

回収支援システムを有効に活用しながら、法的措置の効果的な活用のほか、債務者及び連帯保証人等との対面交渉の強化により、現状の把握に努め、案件毎のきめ細かな対応に努めます。

また、サービスとの連携を密にして、金融安定化特別保証を中心とした無担保求償権の回収促進を図って参ります。

5. 事務の改善合理化

効率運用のため、費用対効果を十分に検討した上で、電算システムの開発・改善を行うとともに、個人情報を中心とした保有データの安全管理を徹底させるための技術的安全管理措置を充実・強化いたします。

また、顧客の利便性向上に向け、保証申込関連書式の簡素化のほか、各種手続きの全国統一化についても、積極的に取り組みます。

6. 職員の資質向上とコンプライアンス体制の充実・強化

業務の適正化、効率化に努め、併せて職員の資質向上を図るため、引き続き内部研修を充実・強化するとともに、外部研修会へ積極的に参加するのは勿論のこと、研修効果を業務に活かすための職場内研修や、職員の自主的学習への支援にも配慮するなど、出来得る限り、個々の職員の能力開発、資質の向上が図られるように努めます。

「コンプライアンス・マニュアル」を遵守し、より一層倫理的な機運と職場風土を将来にわたって構築して中小企業金融の円滑化を通して地域社会へ貢献していくため、年度計画に沿って、引き続きコンプライアンス体制の充実・強化に努めます。